



あなたの1票が未来を明るくする

菊川市長選挙・菊川市議会議員選挙

投票日時：1月26日(日)午前7時～午後8時



令和7年1月29日の任期満了に伴う、市長選挙および市議会議員選挙が、1月26日(日)に行われます。選挙は、私たちみんながより良い社会づくりに参加できるように定められた権利です。大切な一票を無駄にしないよう、投票に出かけましょう。

問い合わせ 菊川市選挙管理委員会(総務課内 ☎ 35-0921)

■投票所入場券について

投票所入場券は、告示日(1月19日)までに各世帯へ圧着はがき(同一世帯の方を4人まで記載)で郵送予定です。投票所へお持ちください。
※投票所入場券を忘れた場合でも投票できます。

■期日前投票

日時 1月20日(月)～25日(土)
午前8時30分～午後8時

会場 市役所本庁舎2階庁議室、小笠支所会議棟

※投票所入場券の裏面(宣誓書)に氏名などを記入する必要があります。事前に記入をお願いします。

■選挙公報

「選挙公報」は、1月22日(水)の新聞折込みで配布予定です。新聞を購読していない人は、下記施設に設置するのでご覧ください。また、市ホームページにも掲載予定です。

配置予定場所 市役所本庁舎、小笠支所、中央公民館、プラザけやき、各地区センター

■投票所における代理投票

身体が不自由などの理由から自分で文字を書くことができない場合は、係員が本人に代わって候補者の氏名を記入します。
※家族が代わって記入することはできません。

■不在者投票

以下の人は、不在者投票ができます。



病院や老人ホームなどに入院(所)している人

投票日に県選挙管理委員会が指定する施設に入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。



選挙期間中、市外に滞在している人

遠方の市区町村に長期滞在する人は、滞在先の市区町村で投票できます。郵送に日数がかかりますので、早めに菊川市選挙管理委員会まで問い合わせください。



重度の障がいがある人、要介護の人

以下の対象者は、郵便等投票制度が利用できます。利用には、菊川市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要です。事前に交付申請などの手続きをしてください。投票用紙の交付および投票はいずれも郵送です。余裕をもって投票用紙を請求してください。

対象 ①または②に該当する人

- ①身体障がい者手帳、または戦傷病者手帳を持ち、その障がいが一定程度のものに該当する人
- ②介護保険被保険者証を持ち、要介護状態区分が要介護5に該当する人

その他選挙に関する詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



市内小学生の作品が選挙啓発ポスターに!

菊川市選挙管理委員会では、「菊川市明るい選挙啓発ポスターコンクール」の優秀作品を今回の選挙啓発ポスターのデザインに起用する事業を実施。一般投票の結果、小学5年生・新井陽菜さん(堀之内小・柳町)の作品が最優秀賞に選ばれました。このポスターは、投票日まで市内公共施設・事業所などに掲示する予定です。

新井陽菜さんのコメント

明るい色や虹、幸せを運ぶ鳥などで「明るい未来」を表現しています。このポスターを見て、たくさんの人が投票してくれたらうれしいです。